

No.

傍聴券交付申請書

令和〇年〇月〇日開催の尼崎市立幼稚園のあり方検討会の会議を傍聴したいので、申請します。なお、会議傍聴の際は、すべて係員の指示に従います。

令和〇年〇月〇日

尼崎市立幼稚園のあり方検討会座長 様

申請者 住所

氏名

(契印)

No.

傍聴券

令和〇年〇月〇日開催の尼崎市立幼稚園のあり方検討会の会議の傍聴を認めます。会議室への入退場の際には、係員にこの券を提示し、その指示に従ってください。議事によっては、一部、傍聴を制限する場合がありますので、ご承知おきください。傍聴券は会議終了後に回収します。

～傍聴される方へ～

会議を傍聴するに当たっては、次の事項をお守りください。違反したときは、退場を命じる場合があります。

- 1 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 3 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 4 飲食をしないこと。
- 5 携帯電話は使用しないこと。
- 6 その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 7 会議において公開しないこととされた内容の審議が行われる場合は、速やかに退出すること。

～次に該当する方は傍聴できません～

- 1 凶器その他、人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- 2 酒気を帯びていると認められる者
- 3 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- 4 はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 5 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 6 ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録音機器の類を携帯している者（ただし、座長の許可を得た者を除く。）
- 7 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認めた者。
- 8 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。（ただし、座長が傍聴を認めた場合は、この限りでない。）

以 上

尼崎市立幼稚園のあり方検討会 座長

(注) 契印のないものは無効です。